

令和4年度予算執行方針

(令和4年度予算の基本的考え方)

令和4年度予算は、コロナ禍や自然災害等により基盤が揺らいでいる「確かな暮らし」を守る施策や、「脱炭素社会の構築」を始めとする中長期的な課題に挑戦する施策に重点を置いて、令和3年度1月補正予算と一体的に編成した。

最終年度を迎える「しあわせ信州創造プラン 2.0」の総仕上げに向け、部局間連携を強化し、「確かな暮らしを守り、誰もが活躍できる活力あふれる信州」の実現を目指すこととしている。

(県財政の状況)

本県の財政は、当初予算段階で123億円の財源不足が生じていることに加え、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用した防災・減災対策の積極的な推進等により通常債の残高が増加し、社会保障関係費が増加基調で推移する見込みであるなど、引き続き、厳しい財政運営を強いられることが見込まれる。

このため、新たな行政・財政改革方針を策定し、新時代の行政経営への質的転換を図りつつ、徹底した事務事業の見直しなどにより、持続可能な財政構造の構築に取り組むこととしている。

1 予算執行における基本的姿勢

県予算が県民の皆様からの税により賄われ、長野県の発展と県民のしあわせ実現を目的としていること、そして、県財政が厳しい状況に置かれていることを共通認識として、最少の経費で最大の効果を上げるべく、厳正かつ適切に予算の執行を行う。

また、時宜を得た事業執行に努めることとし、事業効果の早期発現が求められる事業については、迅速な執行を行う。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスから県民の命と健康を守り、暮らしと産業を支えるため、療養・検査体制の確保・充実やワクチン接種の推進に取り組むとともに、社会・経済情勢を注視し、コロナ禍に苦しむ事業者や困難に直面する方々に対するきめ細かな支援策を切れ目なく講じる。

(2) 災害に強い県づくり

頻発化・激甚化する災害から安全・安心な暮らしを守るため、これまでの災害の教訓も活かし、ソフト・ハード両面での防災・減災対策を集中的に推進する。

(3) 「信州回帰プロジェクト」の推進

本県の強みを活かした新しい働き方・暮らし方の提案や信州リゾートテレワークの推進などにより、若者や子育て世代を主なターゲットとして、大都市圏等の人材や企業を本県に呼び込み、地域の活性化と産業の振興を図る。

(4) Society5.0時代を見据えたデジタル社会の構築

「長野県DX戦略」に基づき、AI・IoTなど先端技術の積極的な活用を進め、県民生活や行政、あらゆる産業分野でのDXを強力的に推進するとともに、IT企業・

IT人材の集積を目指す「信州ITバレー構想」を進めることにより、暮らしの利便性と産業の生産性を向上させる。組織内部においても、新しい情報システム「ながのデジタルワークプレイス」の本格稼働も契機としてデジタル技術の活用を進め、県民サービスの向上と業務の効率化を図る。

(5) 脱炭素社会の構築

再生可能エネルギーの普及拡大や、交通、建物、産業などあらゆる分野における二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組を総合的かつ戦略的に進めるとともに、日々の業務遂行に当たっても、モバイルパソコンや新たな文書管理システム、チャットなど新しいコミュニケーションツール等の活用によるペーパーレス化、Web会議の活用など、環境負荷の低減に配慮した取組を率先して行う。

(6) 「誰一人取り残さない」社会の実現

「多様性を尊重する共生社会づくり」に向け、障がい者の自立と社会参加を支援するとともに、犯罪被害者やその家族に対する経済的負担の軽減や支援体制の整備、若者・子育て世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現できる環境づくりなどに取り組み、公正な社会づくりを進める

(7) しあわせ信州創造プラン2.0の総仕上げ

しあわせ信州創造プラン2.0の8つの重点目標とSDGsの達成を常に意識し、「学びと自治の力」を発揮して事業を実施する。

① 県民起点・現場重視

「県民起点」の意識改革を徹底し、「共感と対話」を念頭に置きながら、県民や市町村の要望、現場の課題を的確に把握するとともに、県民に事業の意図を積極的かつ分かりやすく説明し更なる情報共有を図りつつ、県民が真に必要なとする取組を進める。

② 協働・共創

県民や県内の市町村、関係団体、NPO、企業等のもとより、県外、国外の様々な主体（ステークホルダー）とも連携・協働し、事業の効果や効率性を高める。

③ 「学ぶ県組織」への転換

職員一人ひとりが新たな知識や技術等を主体的に学ぶとともに、集団としての意識と能力を高め、伸ばし続ける組織へと転換していく。予算執行に当たっても、社会情勢の変化を十分踏まえるとともに、事業実施後の効果分析を必ず行い、今後の事業展開、事務・事業の見直しにつなげる。

2 予算執行における具体的取組

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、県税の徴収猶予や使用料の減免等の制度を適切に運用して著しい損失を受けた納税者等に配慮するとともに、県有施設の利用取消に対しキャンセル料を徴収しない取扱いを当面継続する。
- ② 融資関係事業については、新型コロナウイルス感染症が県内経済に与える影響や金融情勢を踏まえ、適時適切に対応する。

- ③ 県が主催するイベント等については、「県主催イベント・行事及び施設運営についての当面の判断基準」に基づき、適切に対応する。県が共催又は後援するイベント等についても、主催者に同様の対応を要請する。
- ④ 契約事務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、適切に対応する。
- ⑤ 感染拡大防止の観点から、県職員の働き方も見直し、テレワークやテレビ会議・Web会議の一層の普及を図る。

(2) 歳入・歳出に共通する事項

- ① 事務の引継ぎを確実にし、年度当初からの円滑な執行に努める。
- ② 地方自治法に基づく内部統制制度等に対応する取組として、リスクマネジメントを実施し、重要なリスクに対して作成する行動計画に沿って、組織全体として財務に関する事務について確実にチェックを行うなど不適切事案の発生防止に努める。
- ③ 関連する施策等に留意しながら、組織の垣根を越えて、関係部局や現地機関等とチームとして協力し合う。
- ④ 「長野県ファシリティマネジメント基本計画」の下、昨年3月に改定した「施設の有効活用・転用集約化計画」に基づき県有財産の総量縮小と有効活用を図るとともに、同じく策定した「施設の中長期修繕・改修計画」に基づき施設の長寿命化、省エネルギー化、ユニバーサルデザイン化などに取り組み、未利用県有地の売却や施設利用率の向上等による歳入確保、維持管理費の縮減等の歳出削減を図る。
- ⑤ 予算執行段階での事業見直し等により得られた財政効果額を翌年度の予算編成で活用する制度（見直しインセンティブ）を踏まえ、予算執行の工夫に努める。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症への対応を始めとする国の予算及び制度の動向を速やかに把握し、適時適切に対応する。

(3) 歳入に関する事項

- ① 国庫支出金については、情報を的確に把握し、必要額の確保と早期収入に努めるとともに、地域の実情に即した制度設計や運用の改善などを積極的に国に提言する。
- ② クラウドファンディング型のふるさと信州寄付金の導入、ネーミングライツ導入施設の拡大、様々な広告媒体の活用など、歳入確保に向けて新しい発想で取り組む。
- ③ 県税の収入未済額については、その8割を超える個人県民税及び自動車税について特に重点的に徴収対策を実施し、徴収率の向上を図る。また、税外未収金については、徴収率を前年度以上とすることを統一的な目標とするとともに、民間委託の拡大や法的措置を講じるなど、より実効性ある未収金縮減対策を実施する。

(4) 歳出に関する事項

- ① RPAやAI、Web会議の利用拡大、「ながのデジタルワークプレイス」の本格稼働に伴う新しいコミュニケーションツールの活用による行政事務の効率化やペーパーレスの徹底など、しごと改革とICTの活用を一体的に進める「スマート自治体推進プロジェクト」を推進し、経費の節減と時間外勤務の縮減に努める。
- ② 効率的な執行や契約差金などにより不用となった予算については、不執行とすることを徹底する。
- ③ 新規事業については時機を失しないよう早期執行に努め、その成果を翌年度以降の施策に反映できるよう取り組む。

- ④ 契約の締結に当たっては、「長野県の契約に関する取組方針」に十分留意し、総合評価落札方式や複数年契約など多様な契約手法の活用を通じて、入札・契約の適正化を図りつつ、県内中小企業者の受注機会の確保や障がい者雇用の促進、県産品の利用等に配慮する。
- ⑤ 長期継続契約を締結する際は、後年度に生じる財政負担について特に留意する。
- ⑥ 「長野県版エシカル消費」を率先して推進する観点も踏まえ、「長野県グリーン購入推進方針」にのっとり再生品やエコマーク製品等の率先購入に取り組むとともに、「長野県エコイベント実施方針」に基づく環境に配慮したイベントの開催など、温室効果ガス削減のための取組を徹底して行う。
- ⑦ 旅費、需用費、役務費、使用料等の経常事務費については、必要最小限の経費に限って執行する。
- ⑧ 飲食を伴う会合に出席する際の費用については、「会合出席費用に係る公費支出基準」に基づき、適正に執行する。
- ⑨ 委託事業については、契約方法や委託内容を十分精査し、適正かつ効率的に執行する。
- ⑩ 建設事業については、事業の重点化、建設コストの縮減など効率的な執行に努めるとともに、災害復旧や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を始めとする防災・減災対策を適正かつ円滑に実施するため、より一層計画的な進捗管理を行い、繰越しの縮減を図る。
- ⑪ 補助事業については、適正かつ効率的に実施するため、進捗管理と対象経費の精査を徹底する。なお、補助事業者等による不適切な行為が判明した場合は、速やかに所要の手続きを行うとともに、加算金を徴収するなど厳正に対処する。
- ⑫ 協議会等負担金については、事業の効率的執行や繰越金等の財務状況の精査を要請し、負担軽減を図る。

(5) 収入支出の計画的執行

次の点に留意して、収入支出の計画的執行を徹底するとともに、資金を確実かつ効率的に運用する。

- ① 適正な資金管理のため、毎月の収入支出見込額調では金額・時期を正確に報告する。収入については早期の確保を図ることとし、支出については年間計画に基づき、適時適切な執行に努める。
- ② 歳計現金及び基金については、資金需要を的確に把握した上で、安全性を確保しながら効率的な運用を行う。
- ③ 現地機関の執行経費は、その実情に対応し、適切な予算執行が行えるよう配慮する。

3 その他

各部局主管課においては、適切な事業実施のため、予算の執行状況を常に把握し、予算の編成から、執行、決算までを調整する機能を十分に発揮する。なお、物価の上昇など社会・経済情勢の変化により、予算執行に問題が生じた場合は、財政課に適宜協議し、その適正化を図る。

また、県が財政支出する外郭団体等に対しては、その事業が県の行財政運営と密接な関係を有することを踏まえ、予算の適正かつ効率的な執行を図るよう要請する。